

徳島県告示第六百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別保護地区の名称	区 域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
石井・月ノ宮鳥獣保護区特別保護地区	名西郡石井町の徳島県野鳥の森の全域	二一ヘクタール	令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、石井町南東部の気延山から北西に広がる山麓に位置し、シイ・カシ類を中心とした照葉樹林の植生が広がっており、石井町でも数少ない自然と野生鳥獣の生息地となっている。 昭和五十一年五月に徳島県野鳥の森に指定され、鳥類の保護増殖や自然観察等が永年続けられており、県民の保健休養や教育の場として活用されている。 今後とも石井町や徳島市近郊の数少ない野生鳥獣の生息地として保護するため、特別保護地区として再指定する。